

行政評価実施要領

平成20年 4月30日制定

平成23年 3月29日一部改正

平成24年 4月 6日一部改正

(目的)

第1条 この要領は、行政評価の実施に関する基本的事項を定めることにより、本市の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、次に掲げる事項を推進することを目的とする。

- (1) 限りある行政資源の効率的・有効な配分の実現
- (2) 職員の意識改革の実現
- (3) 評価結果の公表を通じた行政の説明責任の履行
- (4) 新たな行政経営システムの確立

(定義)

第2条 この要領において「行政評価」とは、政策・施策・事務事業の一連の評価の総体をいう。

(評価の実施)

第3条 行政評価を行うに当たっては、施策体系を踏まえ、成果重視の視点に立ち、客観的でできる限り定量的に評価を実施する。

2 行政評価は、市の行政活動を取り巻く社会経済情勢等の変化に応じてこれを不断に見直し、適切な評価の手法を組み合わせで行う。

(事務事業評価)

第4条 施策を実現するための手段として実施される個々の事務事業について、前年度実績に基づき評価表を作成し、改革・改善や目標達成に向けて取り組む。

(施策評価)

第5条 政策を実現するため、政策の方策や対策である施策を評価する。

2 施策を効率的かつ効果的に実現するため、必要に応じ施策から見た事務事業の貢献度の評価及び優先度の評価を実施する。

(サマリーレビュー)

第6条 行政評価を通じた施策の達成状況及び施策を取り巻く環境変化を把

握するとともに、財政推計に基づいて次年度の重点施策、施策運営方針等を検討し決定するためサマーレビューを実施する。

2 前項の規定に関しては、庁議（八千代市庁議規則に規定する部長会議をいう。）においてこれを決定する。

（評価結果の公表）

第7条 評価結果を公表し、透明性のある行政運営を実現する。

（評価結果の活用）

第8条 行政評価の結果は、事務事業の目的・達成目標の職員間での共有化、事務事業の選択及び進行管理、予算編成、組織の見直し、総合計画の進行管理等の手段として活用する。

2 市民と行政活動情報を共有化し、市民が行政活動に参画していくことを通じて、市民の意見を適切に反映した行政運営の実現に活用する。

（評価調整委員会）

第9条 全庁的・政策的な視点に立った行政評価を行うため行政評価調整委員会（以下「評価調整員会」という。）を設置する。

2 評価調整委員会の委員長、副委員長及び委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

（委員長及び副委員長）

第10条 委員長は、評価調整委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第11条 会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

（役割）

第12条 評価調整委員会は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

(1) 事務事業の個別評価を基に、庁内横断的な視点で評価を行い、評価の客観性を確保する。

(2) 各部・局が実施した行政評価に係る評価結果について、総合的・全庁的に検討・調整・支援する。

(3) 評価調整委員会は、第6条第1項で定めるサマーレビューを実施し、次年度の重点施策、施策運営における基本指針の案を作成し、成果物を

庁議に提案する。

(行政評価推進部会)

第13条 評価調整委員会は、必要に応じ、下部組織として委員長が指名する者から構成する、行政評価推進部会を設けることができる。

2 行政評価推進部会長は会員間の互選により選出する。

(説明、資料等の収集)

第14条 評価調整委員会は、必要があると認めるときは、関係者に説明、意見、資料等を求めることができる。

(庶務)

第15条 評価調整委員会の庶務は、総務企画部総合企画課で行う。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、行政評価実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年4月30日から施行する。

(行政評価における施策主管課長等に関する要領の廃止)

2 行政評価における施策主管課長等に関する要領は、廃止する。

附 則 (平成23年3月29日一部改正)

この要領は、平成23年3月29日から施行する。

附 則 (平成24年4月6日一部改正)

この要領は、平成24年4月6日から施行する。

別表（第9条第2項）

委員長	総務企画部長
副委員長	総務企画部次長
委員	財務部次長 健康福祉部次長 子ども部次長 生涯学習部次長 安全環境部次長 都市整備部次長 産業活力部次長 教育次長 消防本部次長 上下水道局次長

備考 総務企画部次長が2人以上置かれている場合は、副委員長は企画に関する事務を所掌する総務企画部次長の職にある者をもって充て、その他の事務を所掌する総務企画部次長の職にある者を委員に充てる。